

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
鹿児島市	五ヶ別府町 (笠木・三重野集落)	令和4年2月28日	—

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	31.9ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	18.1ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	10.2ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4.6ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.0ha
(備考)	

## 2 対象地区の課題

当地区は、耕作者の高齢化が進むなか、担い手となる者が不足しており、今後耕作放棄地が増加することが予想される。農地は不整形で、農地間の段差があったり接道が無いなど、耕作条件が悪いものが多い。また、周囲を山に囲まれ、山林化している農地もあり鳥獣被害が多発している。今後は新たな担い手の確保・育成と現在耕作している者が離農した場合の新たな引き受け手を考えておく必要がある。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

当集落内の農地については、中心経営体である認定農業者1経営体を中心に担うほか、新規就農者等の受入れを進め、新たに中心経営体となる人材の育成を図る。

## 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

## 農地の荒廃防止に関する取組方針

農地の貸付意向を適宜確認し、中心経営体への優先的な斡旋などを進めることで、耕作放棄地の発生を予防するとともに遊休農地の解消に取り組む。

## 担い手確保に関する取組方針

後継者のほか多様な担い手を受入れ、その育成に取り組む。

## 鳥獣被害防止対策の取組方針

電気柵等の侵入防止柵の設置を進めるとともに、野生鳥獣の住処となる耕作放棄地の発生防止に努める。

## 農業用施設の活用方針

遊休施設（ビニールハウス等）が発生した場合は適宜意向確認を行い、斡旋を進めて有効活用に取り組む。畑灌施設については、事業活用も検討しながら管理組合により引き続き維持補修に努める。

中心経営体

属性	経営体 (氏名)	経営者 代表者 の年齢	構成員 (従業員)	後継者の有無	現状		今後の農地の引受けの意向		
					経営内容 (作目)	経営規模 (h a)	経営内容 (作目)	経営規模 (h a)	農業を営む範囲
認農	A	56 歳	1 人	無	施設野菜・露地野菜	1.00 ha	施設野菜・露地野菜	1.00 ha	笠木・三重野
計						1.00 ha		1.00 ha	